

			現行の「SMBC信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC信託銀行取引規約集」文言
預金口座取引 一般規約	第15条 免責事項等		(新規)	6.	当行は、法令に基づき、預金口座への海外からの被仕向送金の入金時には、預金者の個人番号の確認を行います。このため、事前に預金者より個人番号の告知がなされていない場合には、入金不能となりまたは遅延することがありますが、当行は、それに関する責任を一切負いません。
			以上、預金口座取引一般規約は、2015年11月1日より適用します。		以上、預金口座取引一般規約は、2016年1月1日より適用します。
プレスティア オンライン 取引規約	第6条 投資信託の購入と 売却の申込みの 受付および取消し	5.	当行は、投資信託総合口座開設時または住所・氏名変更時に告知に関する本人確認書類を利用者が当行あてに提出しない場合、投資信託の取引を拒否できるものとします。	5.	当行は、投資信託総合口座開設時または住所・氏名・個人番号変更時に告知に関する本人確認書類等を利用者が当行あてに提出しない場合、投資信託の取引を拒否できるものとします。
			以上、プレスティア オンライン取引規約は、2015年11月1日より適用します。		以上、プレスティア オンライン取引規約は、2016年1月1日より適用します。
振込規定 (海外送金)	3 送金の依頼	(2)	送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続をしてください。 ① 外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。 ② 所定の公的書類により本人確認済の送金依頼人の預金口座から送金資金を振替る場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。 ③ 所定の公的書類により本人確認済の送金依頼人の預金口座から送金資金を振替る場合等を除き、運転免許証、パスポート(住所記入済のもの)、健康保険証(住所記入済のもの)、在留カード等所定の本人確認書類を提出してください。 ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。	(2)	送金の依頼を受けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続をしてください。 ① 外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。 ② 所定の公的書類により本人確認済の送金依頼人の預金口座から送金資金を振替る場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。 ③ 所定の公的書類により本人確認済の送金依頼人の預金口座から送金資金を振替る場合等を除き、氏名、住所、および個人番号を確認できる所定の本人確認書類等を提出してください。 ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
			以上、振込規定(海外送金)は、2015年11月1日より適用します。		以上、振込規定(海外送金)は、2016年1月1日より適用します。